

議案第 31 号

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 退職手当の額は、市長等としての在職期間 1 年につき、退職した日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、1 年未満の在職期間については、その期間 1 月につき、退職した日におけるその者の給料月額に当該割合に12分の 1 を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の450

(2) 副市長 100分の280

第 5 条第 5 項中「就任した日の属する月」を「就任した日」に、「退職した日の属する月」を「退職した日」に改め、同条第 6 項中「1 年」を「1 月」に改める。

第 7 条中「前 5 条」を「第 3 条から前条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。